

令和7年度 第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1. 日 時 令和8年2月10日（火）14時30分から15時00分まで
2. 場 所 八戸市庁本館3階 議会第三委員会室
3. 出席委員 井上 比奈 会長、李澤 隆聖 副会長、小川 あゆみ 委員、澤口 公孝 委員、
榎山 義則 委員、上田 武男 委員、高橋 薫 委員
4. 事務局 佐々木 結子 福祉部長兼福祉事務所長、
長内 慎治 福祉部次長兼障がい福祉課長、
町井 健二 高齢福祉課長、沼岡 裕子 地域包括支援センター所長、
町屋 茂 副参事、村本 順子 主幹、柏崎 雄介 主査兼社会福祉士

次第1. 開 会

■司会（沼岡地域包括支援センター所長）

それでは、ただいまより、令和7年度第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は、熊坂委員が欠席されておりますが、委員8名中7名の方が出席で、過半数以上の出席となっており、八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条のとおり、会議が成立することを御報告いたします。

議事に入ります前に、委員に変更がございましたので、御紹介させていただきます。

八戸市民生委員児童委員協議会会長の中嶋幸一郎様が退任され、新たに同協議会会長の榎山義則様が委員に就任いたしました。榎山様、一言御挨拶をお願いいたします。

■榎山委員 〈挨拶〉

■司会（沼岡地域包括支援センター所長）

榎山様、ありがとうございました。

それでは、議事に入りますので、ここからは、井上会長に進行をお願いいたします。

次第2. 議事

■井上会長

皆様、本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。これより議事に入らせていただきます。本日は、事務局より3件の議案が提出されております。

(1) 地域包括支援センター事業評価の見直しについて

■井上会長

はじめに、(1) 地域包括支援センター事業評価の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（町屋副参事）

それでは、地域包括支援センター事業評価の見直しについて、御説明いたします。資料1-1を御覧ください。

これまでも、毎年度、事業評価は実施してきておりますが、改めまして、まずは、1. 事業評価の目的について御説明いたします。

地域包括支援センターの事業評価に関しては、介護保険法に規定されており、地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこととされております。

また、市町村は、定期的に、地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて、事業の実施の見直し等の措置を講じなければならないこととされております。

次に、2. 国が定める評価指標の見直しについて、御説明いたします。

令和6年度までは、国が一律に定める評価指標に基づき、事業評価を行うこととされておりましたが、国の通知である地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化についてが一部改正となり、令和7年度からは、地域包括支援センターが、より一層事業を効果的に実施できるように、市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価を行うための評価指標の見直しが行われたところでございます。

見直しの具体的なポイントですが、人口規模や地域課題等の圏域ごとの状況を踏まえた評価や、達成状況の評価を定量的に行えるように、一律の評価指標に加え、市町村が選択可能な任意の項目、アウトプット指標、中間アウトカム指標が設定されたところでございます。

続きまして、3. 市における事業評価の見直しについて、御説明いたします。

市の事業評価につきましては、これまで、国が定める評価指標の達成状況について、12圏域に設置している高齢者支援センターの平均と全国のセンターの平均を比較することにより行ってまいりましたが、先ほど御説明した国の事業評価の見直しも踏まえまして、来年度以降の市の事業評価は、以下に記載しているとおり、事業評価を実施したいと考えております。

まず、(1)の見直し内容ですが、1つ目として、圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うために、高齢者支援センターごとに評価を行うことといたします。

次に、2つ目として、市町村が選択可能な任意の項目やアウトプット指標・中間アウトカム指標を市の運営方針に定めることとし、実施結果等に対する評価を行うことといたします。

次の、(2)の評価方法につきましては、資料1-2も併せて御覧ください。

資料1-2は、当運営協議会に報告する事業評価結果のイメージ案となります。

なお、資料1-1の①～⑤が資料1-2の1～5に対応しております。

まず、1. 国の評価指標の達成状況ですが、こちらには、各高齢者支援センターの達成状況と、これまでと同様に、全国のセンターの平均との比較をレーダーチャートにしたものを記載いたします。

次に、2. 事業計画における重点活動及び目標につきましては、各高齢者支援センターが、年度当初に市に提出する事業計画書に記載されている重点活動及び目標を記載いたします。

次に、3. 事業報告における実施結果及び自己評価につきましては、各高齢者支援センターが、年度末に市に提出する事業報告書に記載されている実施結果及び自己評価を記載いたします。

次に、4. 市の運営方針に定める活動指標の実績につきましては、八戸市地域包括支援センター運営方針に定める活動指標の実績を記載いたします。

一例として記載している介護予防教室の開催は、以前から運営方針の活動指標に定めているもので、年に24回以上の開催が目標値であり、それに対する実績値を記載することとなります。

なお、運営方針につきましては、次の議案で御説明させていただきますが、当方針には、国の評価指標の見直しにより設定された、市町村が選択可能な任意の項目に関する指標や、アウトプット指標・中間アウトカム指標を新たに追加しております。

最後に、5. 事業評価につきましては、1～4までの内容を踏まえた評価結果を記載いたします。

なお、当評価結果につきましては、点数等によるものではなく、各センターの取組の効果等に着目した講評のようなものを記載することを想定しております。

以上で、説明を終わります。

■井上会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

ないようですので、地域包括支援センター事業評価の見直しについて、承認することといたします。

(2) 令和8年度八戸市地域包括支援センター運営方針について

■井上会長

次に、(2) 令和8年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（沼岡地域包括支援センター所長）

それでは、令和8年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、資料2に基づき御説明いたします。

1 ページ目は、地域包括支援センター運営方針の策定に係る法的根拠を記載しております。

根拠条文等に記載のとおり、介護保険法、介護保険法施行規則及び厚生労働省関係課長の通知に基づき、例年、基幹型センターである八戸市地域包括支援センターと委託型センターである高齢者支援センターの運営方針を一体的に定めております。

2 ページを御覧ください。

ここからは、令和8年度の運営方針の案となります。

はじめに、I 方針策定の趣旨でございますが、本運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にすること、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定しております。

次に、II 地域包括支援センターの設置目的でございますが、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び

福祉の増進を包括的に支援することを目的としております。

また、市では、計画期間を令和6年度から8年度までとする第9期八戸市高齢者福祉計画に基づき、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備、機能強化に努め、その運営がより一層充実したものとなるよう取り組む旨を記載しております。

次に、Ⅲ 設置体制を御覧ください。

八戸市地域包括支援センターと市内 12 の日常生活圏域に高齢者支援センターを設置し、令和8年度は、契約期間5年間のうちの4年目となります。

3 ページ目にまいりまして、Ⅳ 運営上の基本的理念について、公益性、地域性、協働性の3つの視点を記載しております。

4 ページ目にまいりまして、Ⅴ 地域包括支援センターで行う事業の実施方針を示しております。昨年度まで 10 の方針を示しておりましたが、令和8年度は一つの項目を加え 11 の実施方針を記載しております。

また、活動指標につきましては、国で実施する事業評価方法の変更を受け、追加した部分を赤字でお示ししております。

実施方針の1として、地域包括ケアシステムを深化・推進し、第9期高齢者福祉計画に掲げている将来像を目指してまいります。

地域包括支援センターの業務は、地域の関係者・関係機関との連携や複雑な事例への対応ノウハウが不可欠であり、職員の定着率が高いほど、その地域に根差した質・内容の高い活動ができるものと考えていることから、活動指標として、新たにセンター職員の定着率を設定し、3職種の人材確保及び職員の資質向上に努めてまいります。

実施方針の2として 基幹型センターは、高齢者支援センターの後方支援を行うほか、市の高齢者支援をともに取り組むチームとして高齢者支援センターと情報共有に努め、地域の関係機関と連携をとりながら、効果的に業務を推進してまいります。

3として、介護・医療・地域の関係者と連携し、高齢者支援のためのネットワーク構築に努め、医療と介護の多職種連携意見交換会や多職種連携研修会の機会を通じて、医療と介護の連携強化に向けて取り組みます。

5 ページを御覧ください。

実施方針の4の介護予防の取組の推進につきましては、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう基本チェックリストを用いた高齢者の健康状態の把握に努めるほか、高齢者が地域の身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう計画的に介護予防教室を開催します。

実施方針の5につきましては、認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するために、認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図り、認知症の人やその家族への支援を行います。また、認知症基本法の施行や令和6年 12 月に国の基本計画として策定された認知症施策推進基本計画をもとに新しい認知症観に基づく施策について具体的に検討・推進してまいります。

実施方針6は、今年度追加した項目となります。

こちらは、既に実施している事業となりますが、生活支援コーディネーターを配置し、多様な日常生活上の支援体制の充実、高齢者の社会参加を推進する事業でございまして、地域におけるニーズや既存の地域資源の把握とそのマッチングの支援に努めるなど、引き続き取り組みを推進するため、実施方針に明記したものでございます。

6 ページを御覧ください。

実施方針 7 の地域ケア会議につきましては、個別事例の課題を検討する地域ケア個別会議、圏域に共通する地域課題を協議する地域ケア圏域会議を通じて地域に必要な取り組みを明らかにし、市全体での対策を協議する地域ケア会議推進会議について、この 3 つの会議それぞれの機能を活かし、地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

なお、地域ケア会議推進会議のほか、地域づくりに関連する事業である、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業との連動を意識した取組を推進してまいります。

7 ページを御覧ください。

実施方針 8 から 10 につきましては、資料記載のとおりでございまして、引き続き取り組んでまいります。

実施方針 11 は、地域の介護支援専門員や高齢者支援センター職員の資質向上を目的に包括的支援事業研修会を年に 2 回開催いたします。

これらの方針について、継続的かつ着実に推進してまいります。

以上で説明を終わります。

■井上会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

■小川委員

質問というか実態をちょっとお伺いしたいと思っていたんですけども、地域ケア会議の個別会議と圏域会議と推進会議がそれぞれあると思いますが、それらは連動するものではなく、それぞれで展開されるものなんですか。

■事務局（村本主幹）

地域ケア会議のイメージのところですけども、まず、ケアマネジャーや高齢者支援センターが扱っている個別の事例を検討し、そこから地域課題を抽出した上で、それが積み重なって、圏域の中で優先順位をつけながら検討して、それを市の課題として上げて行って、推進会議、政策というのが、皆さんが御存知の通りのイメージです。

実際、どこまで政策に繋がられているかといふとなかなか難しいのですが、例えば、個別の認知症の地域課題がある中で、圏域会議で認知症のサポーター養成を広げようということから徘徊模擬訓練に繋がったり、そういった連動する形で、より市としての課題を考えるようにということにはなっております。

今年の推進会議は 1 月末に開催しましたけれども、個別会議もしくは圏域会議の中で、身寄りのない方の対応が難しいというケースが多く、圏域の中でも課題として上がりましたので、そこを取り上げて、今回は推進会議の議題として、身寄りのない方への対応というのを市として検討させていただきました。

なるべく個別一つ一つの事例から現場の方の声を吸い上げた上で、地域課題に結びつけるということで、センターの方のスキルが少しずつ上がってきて、対応できているかなとは思っております。

■小川委員

すみません、意地悪な質問だったかもしれないですけども、そもそも地域ケア会議というものが、地域課題を吸い上げて、それを体制的に環境整備して、地域で活用できるような制度を設計していくというか、サービスの設計をしていくっていうようなところまで

出てくると良いというふうに言われているものだと思うんですが、なかなか実際地域の中でそこまで作り上げるっていうのが難しく、実際に枠組みだったりとか、システムだったりとか、地域で取り組めるようなことが提案として出てきて、地域ケア推進会議まで到達して、かつそれが個別会議で出た案件にフィードバックされているようなところがあるのかどうかすごく課題だと思うんですね。

そこまで行き着くのに、非常に熟練というか成熟しないと会議自体が難しいとは思いますが、先ほどの評価のところからもありますけれども、その回数を到達したからそれでいいのかということではなくて、質の問題とか、内容的なところとか、仕組み作りとか。そういうことが反映できたところが、たとえ1回しかやらなかったとしても、非常に地域に還元できることが多いんじゃないかなっていうふうにちょっと考えていたので、すみませんが、こういう質問をさせていただきました。

■井上会長

非常に重要な視点だと思います。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

■上田委員

2年ぐらい前に新たな事業所になったと思うんですが、その時に、地区に拠点を置くのですかということを質問して、基本的にはそうであるという回答をもらっていました。私は東地区で前は福寿草だったんですが、人が見つけられないとかで辞退したということでみやぎになったのですが、大館・東地区に拠点があれば早めに対応できるかなということで質問したんですけれども、その後状況はどうなっているか。

■事務局（町井高齢福祉課長）

大館・東地区の高齢者支援センターは、今も岩泉町にございます。先ほど御説明したとおり、5年のうち3年目が経過しようとしていて、基本的には圏域の中に拠点を設置するのが原則ではあるんですけれども、福寿草が辞退され、みやぎに手を挙げていただき、その中で、圏域に最初から設置するのはちょっと難しいということで、やむなくというかですね、違う圏域に設置いただいて委託を開始したところでございました。

みやぎも一生懸命探しているのですが、なかなか良い場所が見つからないということで、現在も探していただいているというところですよ。

基本的には、やはり地域に拠点を置いた方がより良いということで、我々も引き続き、支援の質が落ちないようにお願いしつつ、地域内に良いところを探してくださいとお願いしているという現状でございます。

■井上会長

他にはいかがでしょうか。

ないようですので、令和8年度八戸市地域包括支援センター運営方針について、了承することといたします。

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■井上会長

次に、(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局（村本主幹）

それでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、資料3により御説明いたします。

本件は、法令において、指定介護予防支援の一部を委託する場合には地域包括支援センター運営協議会において審議することと規定されていることから、審議をお願いするものです。

本日は、資料に記載の2つの事業所について御審議いただきます。なお、一部の事業所については、利用者の円滑なサービス利用を図るため、既に委託契約を締結しております。そのため、事後承認となりますことを御了承ください。

恵望園居宅介護支援事業所は、要支援の認定を受けている方が、当市に住民票を残したまま、北海道恵庭市の親族宅で介護サービスを利用するため、当地の事業所に業務を委託したものであります。

続きまして、ツクイ八戸は、八戸市に新たに開設された事業所で、八戸市の被保険者に対する介護予防支援等の業務を受託したい旨の申し出があり、高齢者支援センターからの業務委託が見込まれます。つきましては、これら2事業所を委託先として承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

■井上会長

ただいまの説明に対し、御意見・御質問はありませんか。

ないようですので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について、承認することといたします。

次第3. 閉会

■司会（沼岡地域包括支援センター所長）

御審議いただきましてありがとうございました。今年度の協議会は、今回を持ちまして終了の予定となっております。

これをもちまして、令和7年度第2回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。